

〇 概略の見送りに依りて、本年十月十日至、徳神門前署神高給
 共入廻り入らうして工場の内、中階機組の設立して容具
 既働が、うして工場内、中階機組の設立して容具
 旨答へた、従業員が日、中階機組の設立して容具
 来書を提出。その、中階機組の設立して容具
 る、風種、従業員、中階機組の設立して容具
 〇 始働、中階機組の設立して容具
 従業員山神、徳吉が、中階機組の設立して容具

一 遊園村

中階機組、大、全員十五名

至同、中、大

一 遊園村

至同、中、大

中、大

一 徳吉氏又手解

至同、中、大

一 遊園村

中、大

徳吉氏又手解

法人協調會名古屋出張所

解決條件

斡旋し十八日次の如き條件にて解決した。

- 一 日給は現在のまゝとして日給の二割額を支給すること
- 二 二年二回の手當は半期に日給（手當を含む）の三分とし之に満たざるものは日割計算を以て之を支給すること
- 三 従弟工に對し残業に關する幾分の手當を支給す
- 四 本紛議に關し同情金として金一封（三十圓）を支給す

要求書

- 一 常備賃金五割値上されたし
- 二 労働時間を一日十時間に改められたし
- 三 残業には歩増を附加されたし
- 四 工場内自治統制の爲め職長を従業員中より選舉せられたし
- 五 定期昇給制を制定
- 六 年二回定期賞與を支給されたし